

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成26年度 第1回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成26年6月4日（水曜日） 午後1時30分 から 午後4時00分
開 催 場 所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	まちづくり基本条例推進委員会のあり方について
出 席 委 員 欠 席 委 員	<出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居 与記、大池 義之、加藤 央、豊田 英二 中村 美奈、廣瀬 英昭、棚橋 和子、若園 昭男、眞鍋 敏克、廣瀬彌恵子 <欠席委員> 古川 正敏
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	2 人
審議の概要	開会 あいさつ 【会長】 本日はお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から第1回まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。開催に先立ち副市長さんからご挨拶を頂きます。 【副市長】 平成26年は本日が第1回目となります。皆さんの任期が7月で満了になるということですが、振り返りますと本日の資料にもございますように、会議を重ねて頂きましてそれなりの成果を出して頂けたと考えております。 6月号の広報みずほで、行政改革推進委員会からいわゆる市民参画、協働のまちづくりを推進する観点から、「審議会のあり方」についての答申がなされた記事を掲載しております。 実際、この答申に基づいて動いているわけですが、その原案はこの推進委員会の皆様のご提言に基づき形成されたものということで、つくづくよかったなあと感じているわけです。まちづくり基本条例が平成24年4月1日から施行され2年が経過した中、条例策定に関わられた委員さんも中におられますけれど、その当時議論した結果がこういった形で動いている事は、振り返って頂ければいい方向に進んでいるという実感があると思います。

また、次期の推進委員会が始まりますが、こうした繰り返しの中でさらにまちづくりを推進して行く事をご祈念申しあげ、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。本日傍聴の申請があります。傍聴の許可をさせて頂いてよろしいでしょうか。（意義なし）

議事を進行させていただきます。本日のスケジュールは、まず報告案件としまして、「まちづくりに関する市民アンケートの結果報告」についてです。

これにつきましては、事前に資料を配布して頂いておりますので、既にお読み頂いたと思いますが、事務局から内容をご報告頂いたうえで質疑応答とさせて頂きたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

【報告案件】まちづくりに関する市民アンケート結果報告について

（事務局からまちづくりに関する市民アンケート結果報告書についての概要説明を行った。）

【会長】

ありがとうございました。アンケートの結果報告に関し質問等ございましたらお願いします。

【B委員】

アンケートの実施方法や設問の項目などは、何か基準があって作られたのでしょうか。例えばまちづくり基本条例に関わる項目、まちづくりに関わる項目について、どのような質問をすると網羅的だとか、何かそういったものがあって設問を設定されたのでしょうか。

【事務局】

以前推進委員会でアンケート調査についてのお話をさせて頂きまして、その時はもう少し設問の設定が簡単だと良いというご意見を頂き、できるだけシンプルな質問を考えたのですが、市民の参画手段や方法など、まちづくりの推進にこれから何が必要になるのかという項目などについては、聞いた方が良いということから、他市の調査内容なども参考にし設問設定をしました。他市ではいろいろな計画策定に利用するために実施したアンケートが多かったので、設問数も多いものになっているのですが、当市では市民の傾向把握を目的としましたので、そこまで細かいものとはせず、必要と思われるものを選んで設定しました。

【B委員】

少し違和感を感じたのは、防災関係の設問で、もう少し重点的なものもあった方が良かったのではないかと思います。福祉分野は当然でしょうがその辺りで少し疑問に思いました。

【E委員】

「インフラ整備」についての設問がありますが、インフラとは幅広いものです。瑞穂市では下水道整備が今一番大きな課題ですので、本当は下水道についてぐ

らしいは項目として絞ってアンケートを取った方が良かったという感じがします。インフラ整備と言っても、一般的には公園や下水道、上水道を言いますが、おしなべて誰でもインフラが重要だという意識は持っていると思います。

その中で今後進めるべき重点課題となる問題については、本当は絞った方が良かったという気がします。

【C委員】

全く同感です。このアンケートの狙いは、市民全体の大まかな傾向を探って行くものだと思うのですが、その上で、もう少し踏み込んだ他の方法による市民の考えを把握することも必要になってくるのではないかと思います。

「福祉・医療」と言ってもどちらを言っているのか。一つの設問に二つ似たようなものが出てくる。どちらかに意見を持っている人は、両方に回答を入れてしまう。そういった部分の焦点ははっきりさせにくいかもしれませんが、調査の狙いが明確に伝わるような設問にした方が良い気がしました。できれば事前にこういう調査をやりますという事をこの委員会でご紹介して頂けたらありがたいと思います。

【J委員】

調査には目的が書いてあります。それに沿った設問内容という事で、アンケートの内容としてはこんなものかなと思ったのですが、調査結果としてやはり、まちづくり基本条例の市民認知度が非常に低いことが分かったことは一つ成果だと思います。今後の取り組みで、これが項目としてこういうものだとは思いますが、市民の関心度がある程度分かったという部分では、これから基本条例をより認知して頂くために、これら事を進めるに際して、多いにこの基本条例を活かしながら課題に取り組むという方向性が見えてきているので、調査自体は評価できるものだと思います。

【会長】

市民の方がまちづくりに参画する方法の中で、アンケートの調査項目にもありましたけれど、アンケート自体がどのように、どんな方から取ったら良いかという部分では、やはり研究をしなければならないと思います。今回の調査がベストではなく、どんどん改良して頂ければと思います。ちなみにアンケートの調査費用はいくらほどかかりましたか。

【事務局】

郵送料や集計作業委託を含め大体30万円程度です。

【会長】

各課で年1回アンケートを実施したいと言えばそれは可能ですか。

【事務局】

各課がアンケートを実施する場合、例えば各課で策定する計画に利用する場合であって毎年同じような調査を行っていることが多いですが、そういった場合は、計画策定業務委託などの委託業務の中に、アンケート調査の業務を入れた形で契約しているというケースもありますし、簡易な調査であれば、自分たちでアンケートを作成し実施しているケースもあります。設問の構成、集計結

果の使い方までを全部パッケージで考え、各課でアンケートを実施するとなるとそれはなかなか難しい部分もありますし、郵送で調査を行い、何千件単位で実施することになれば経費も更に必要となるものもあり、どの部署でも一律の対応はできないと思います。

【会長】

朝日大学と瑞穂市との包括連携協定の一環で、市のホームページリニューアルについて、私と大学の仲間でお手伝いさせて頂いたのですが、ふれあいフェスタの時にその件に関するアンケートを取りました。聞いてくださる方、お忙しい方もいらっしゃるのですが、聞くのは難しいです。その時私の仲間が言っていたのは、「アンケートの項目には気を付けないと、アンケート設問がいっぱいあると、そのうち嫌になって答えてくれなくなってしまう。」と言っていました。そういう側面もありますので、アンケートの多用はちょっと怖いというお話しです。ですので、市が市民からいろいろなニーズを吸い上げるときの一つの選択肢としてアンケートを使うのだけれど、アンケートが万能なわけではなく、逆に個別にヒアリングした方がいい場合もあれば、どういった目的で、どういった意見を吸い上げるかによってそのタイプを使い分けることについても今後研究して頂く必要があるのだろうと思います。

アンケートの内容に関しては、設問の項目を増やし過ぎると、答える方が疲れてしまうのではないかな。特定の事案に設問を絞ると、各分野の調査が前提になってしまい費用の問題が出るということで、個人的感想ですが、どこかで費用対効果をある程度犠牲にせざるを得ない部分もあるという気はしております。

【B委員】

まちづくり基本条例の趣旨や、その効果を調査する事だと思います。15ページのまちづくりの参画方法についての内容は、やはりアンケートを取って見たらこういう事が分かったとか。特に自由記入欄の意見ですね。ポジティブな意見もあれば結構ネガティブな意見があって、「どうせ言っても聞いてもらえない」とか、「機会が用意されてない」とか、「用意されても実行されなければ意味がない」とか。ここに辛辣な意見が出ていると思います。先般、行政報告会の巣南会場に参加して思ったのは、参加者が非常に少ないですね。その他議会報告会などもあったと思いますけれど、そういったものをどんどん開かれたものにして行けば、市民が市の動きなり、議会の動きをもっと把握できると思うので、そういった場所に市民をどのように動員するか、そういう方策を作っていくべきだとアンケート見ながら考えました。

【E委員】

商工会でもアンケートを取ったのですが、この調査結果と同じような傾向がありました。個人個人の生活者の単位では、いいまちというイメージが強いです。なぜ人口が増えているかというと、個人の生活部分において、やはりいいまちだから人が集まると思うのです。ただ、まちを眺めると、悪いイメージの方が増えてくる。今日の日本全体の国民性というか、個人の生活に重点的に置いて目の前の問題は知らない、構わないという傾向が非常に強いと思います。

だから行政がこういったアンケートを通してまちを良くして行こうと思われれば、やはり個々人の満足の高い部分をいかに全体の力にして、イメージを

高め、活性化に活かして行くことは大切な事だと思います。市民の7～8割はこのまちは個人としては良いまちだと思っている方が多いですが、アンケート結果を見ると、悪いイメージも具体的に出ている。良いイメージはある程度抽象的な意見で集約される。その辺をこれから重点的にやられたら良いのではないかと思います。

【会長】

他のご意見でも結構ですのでありませんでしょうか。例えば次のアンケートではこういう事を聞いて欲しいということなどもアドバイスになると思います。後日思いつかれた方は、事務局にご連絡頂ければ次回アンケートに反映して頂けるものと思いますので是非ご協力をお願いいたします。

それでは、続きまして審議案件に入らせていただきます。私どもの任期がもうすぐ終わります。今後の本推進委員会のあり方について考えて行かなければいけないという案件になります。これについて事務局から説明をお願いします。

【審議案件】まちづくり基本条例推進委員会のあり方について

【事務局】

審議案件として「まちづくり基本条例推進委員会のあり方」をあげさせて頂きました。今回これまでの活動内容を振り返って頂き、今後のこの推進委員会の運営などについて改めて考える必要があるのではないかとという事で、前回会議でご意見を頂き、議題にさせて頂いたという事になります。

順にこれまでの経過をご説明し、改めてご審議をお願いします。

本推進委員会は、まちづくり基本条例の策定を目的として平成22年6月に設置されました。平成23年9月にまちづくり基本条例が可決制定されましたが、それまでに全8回会議を開催し条例案を取りまとめたものになります。条例制定後平成24年7月に委員改選を行い、まちづくり基本条例第21条に基づく事項を所掌する組織として、新たな推進委員会がスタートしました。これまでの取り組みとしまして、「推進委員会のあり方」、「審議の進め方」などの案件をはじめ、個別のテーマを取り扱う事もご審議を頂き、昨年11月には「まちづくりの推進に関する提言書」という形で審議会に関する案件について提言書をご提出頂きました。

前回会議では、「次期総合計画の策定にかかる市民参画のあり方」についてをご審議を頂き、本日に至る概要となります。

個別審議事項についての経過は、本推進委員会のあり方に関する審議についてこれまで数回ご審議頂いてきたのですが、今後どのように本推進委員会を運営して行けば良いかという事で、次期委員会への申し送りに関する事も含めまして本日ご検討を頂ければという内容になります。

「経過2」にありますように平成24年度本推進委員会スタートの年度においては全3回会議を開催し、第2回会議において「市長から諮問」にまつわり、諮問としての審議課題が推進委員会に提起されない事情のご説明をし、推進委員会として独自に審議課題を取り上げることにについて特にご検討して頂き、取り上げる案件毎の部会を開催しまして、課題の掘り起こしを行い、それを推進委員会の審議対象にして行く方向性をご提示頂いたという経過がございます。

次の「経過3」では、案件毎の部会は、昨年4月から5回開催し、内容は勉強会方式という事で、それぞれのテーマについて資料を使いながら調査、研究

する形で議論して頂いたという経過になります。その内容を基に、本会議でそれぞれの案件を推進委員会として取り上げて審議を進めることについてのご承認を頂き、審議の優先順位を決め実施するという事についてが平成25年第2回会議で決定され、優先案件として挙げたのが「審議会」の案件になったということでございます。次に「経過4」ですが、審議会の案件を進めるにあたり、8月から更に2回の部会を開催し、課題に関する理解や認識を深めて頂いたということで、市におきましても「審議会等に関する実態調査」をその間に実施しまして、現状の課題や問題点の把握を実施しました。第3回会議に推進委員会としての課題や問題に関する提言として、盛り込む内容を検討して頂き、その後10月の第4回会議で最終的な提言案をまとめ、提言書の形式により11月6日に市長にご提出を頂きました。

提出して頂いた提言書のその後の経過は、会議の場でも逐次ご報告させて頂いておりますが、最終的な報告をこの場をお借りして報告させて頂きます。

（行政改革推進委員会から提出された「審議会等の改革」に関する答申についての経過報告を行った。）

【会長】

ありがとうございました。何をして良いのかわからない所から始まり、一つの形になったものです。今の説明で何かご質問等ございますでしょうか。

【B委員】

経過はよく理解できましたし、それなりの成果が生まれつつあるのかなという風に思います。審議会等の設置運営等に関する要綱やガイドラインのアウトラインは聞きましたが、具体的にそれを見たいと思います。

【事務局】

要綱とガイドラインは郵送で、議事録と一緒に送付させて頂きます。

【C委員】

ガイドラインの中身で、若者の参画をこれから推進して行きたいという切り口から、今回たまたま総合計画策定審議会委員の公募がありまして、その時若い人に参加してもらおうと呼びかけをしました。市民アンケートにあるように、悪いイメージの所で、非常に問題意識を持っているのは、やはり40代の方が社会的にも非常にそういう立場でもあり、問題意識を持った方も多いと思うのですが、そういった方の参加を促すためにも誘ってみたのですが、「いつ開催されますか、時間帯は」と聞かれ、「昼間ですね」と言ったら「それは無理ですね」と断られました。そういった垣根を取り払う手段も考えて頂きたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。この委員会も次期どうするものかと。

若い方や、働いている方に参加して頂くためには、水曜日の1時30分からの会議では多分無理だと思います。やはり次期委員会でその辺りをご検討頂き、会議の開催時間の問題も出るかと思います。総合計画策定審議会についてはよく存じ上げていないですが、やはり平日の昼間の開催を予定されているのでしょうか。

【事務局】

基本的にはこの会議と同じで、委員の皆さんに一度お集り頂き、最初の会議は昼間の開催だと考えますが、その時皆さんのご都合をお聞きした上で、曜日と時間の設定をして行くようなやり方がスタンダードと思います。

【会長】

わかりました。今ご指摘頂いた点につきましては、次期の推進委員会の方に申し送り、こういった事を私たちは考えましたとお伝えする一つの大きなポイントになると思いますので、その際に触れさせて頂ければと思います。

それでは今後本推進委員会をどのように進めて頂くと良いかという事で、申し送りと言いましても、何の拘束性もないですが前期委員がこういう事を検討し、次期で是非やって頂きたいというものの提案しかできないのですが、これまでの総括も含め今後の推進委員会の取り組みに関する評価をして頂ければと思います。大きく3点に分けられるということで、説明を事務局からお願いします。

【事務局】

取り組みに関するまとめという事で、まちづくりの推進に関する取り組みに正しい答えや、こういうものだと言い切れるものはないかと思われます。

次期委員会の方々に、運営の件も含め何を引き継いで行くかという事でございまして、特に進め方についてご審議を頂きたく3つの項目にまとめてみました。それぞれの項目について皆様が思われる感想やご意見があると思いますので、それをもちまして一応の次期委員会へ申し送りとすることで如何かというご提案になります。

まず1点目として、「本推進委員会の設置意義を委員会が自ら考えて調査研究、審議を行った事」としております。これは、審議会等の設置意義という根本的な案件を審議会自体で議論する機会は、かつてなかったということで委員の皆様それぞれが、何の目的で集められて委員として何をなすべきかという核心的な部分を審議されたことは大変意義深いことだと思いますので、このことを1番目としてあげております。次に2点目として、「市から諮問がなされなかったこと、そして基本条例第21条第3項」という事で「委員会が自ら調査、審議し課題選定を行ったこと」にしております。この件は、何回もご審議頂きました諮問に関する話と、推進委員会が自ら課題選定をしたことについての評価になります。最後に3点目ですが、「選定したテーマについて調査、審議し提言書としてとりまとめ、市長に提出したこと」になります。調査、審議や検討だけであれば比較的簡単にできるものですが、それを委員会の意見としてまとめ、推進委員会として意思表示ができたということの評価になります。

更にその提言を受け、市から他の附属機関である行政改革推進委員会に諮問がなされ、審議会改革が実際に実施されたということとのセットになります。

以上3点が事務局としてあげさせて頂いた取り組みになりますが、本推進委員会で取り組んで頂いてきたメインとなる部分でもあると思います。

これらの幾つかにつきましては、これまでの審議会運営や活動とは一線を画す部分もあったかと思われますので、そういった取り組みは皆様が一番強く感じられているものもあろうかと思います。

そういったことの評価を本日お配りしております、「評価書」という形で「良かった点」、「悪かった点」というような事でそれぞれご意見を頂きそれを申し

送りにする事としてご提案をさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。いろいろご意見はあると思いますが、私達がしてきたことを抽象的に総括して頂ければ、今説明のあった3点に大きく分けられると思います。それぞれ皆様のご意見、いい面、悪い面などご指摘頂ければそれをまとめまして、併記という形にはなりますが、次期委員会にお渡ししたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂ければと思います。

【C委員】

参考までにお聞きしたいのですが、基本条例第21条による諮問は、本来の姿でこの2年間、市から諮問がなされなかったことに対し、市の見解をお聞きしたいのですが。

【副市長】

そもそもこの基本条例を作るとき、条文を検討した中で今後どうなっていくのかという意見がございました。それで、やはり見守って行く組織を作る必要があるのではないかとというご意見があり、極端な言い方をすれば、条例ができ、条例の内容が普遍的に浸透して行く中で、更にステップアップする時が来れば、その都度審議会を開き審議して頂くというのが第21条1項、2項なのですが、それでは諮問が無かったら推進委員会は有名無実で、それでは私等はずっと口開けて待っているだけで、動きたくても動けないのではないかとというご意見がありまして、それではそういった部分を担保しましょうということで、自発性を担保したのが第3項でして、進捗状況を見守る中で足りないことや、行政がしっかりしなければいけないということの発言の場を作りたいという意見がこの第3項の元にはあったわけです。

ですので、元々この審議会をどのように運営するのかということもあるかと思いますが、この第3項はそういう意味での自発性、この委員会のいわゆる権能の独自性を担保したものになります。今回は、そもそも審議会とはどのようなものかという議論から始められたということで、非常に着想もよろしかったですし、自分達のあり方を検証するという形としても成功ではなかったかなと思うのですが、だからこの第3項が非常に有効になってきたと私は思っています。今後の活動についても、市が生温いという風な感じがあれば、もっとステップアップさせ、例えば住民投票条例を作ったらどうか、というような諮問があったり、先進都市のようなまちづくり参画条例を作ったらどうかというような形で、これを高めて行くことも可能なんです。ですが、そういった答申を頂くためには、それなりの研究や妥当性とか可能性が担保されてないと市としては新たな条例を作るところまでなかなか行きませんので、仮にそれを作ろうとするのであれば、それなりのプロセスを経て議会に上程することになりますので、そういったチェック機能を持って頂くという意味合いもあり、その意味で機能したという総括をしております。

市からのアプローチがなかったというのは、ある意味この審議会が自発的に動いてその状況に委ねていたということもあります。更に、また新たな諮問と言いますか、事務局が説明したように何回か自発的に検討や研究をなされたのですが、そこからまたプラスということでは、それはそれで負担が大きいということにもなります。話が脱線して申し訳ないですが、審議会のあり方ということ

で、開催時間の件では、自治会連合会の理事会の場で、審議会委員を募集しまして、自治会連合会から委員を推薦して頂くお願いをした時、やはり今の自治会長さんも昼間勤めがある方もみえますので、なかなか躊躇される方もありました。「その審議会はいつ頃あるのですか」というご質問があり、1回目は委嘱状の関係もありますので、昼間に開催しますが、あとは委員の皆様の意思にお任せしています。土曜日が良いということであれば土曜日に開催して頂いてもいいですし、夜間が良ければそれは皆様に決めて頂きます。審議会毎で決めて頂くことになります。」とご説明しました。一方、若いお母さん方は、夜の会議には出れないことなどの制限もありますので、そういった部分も審議会毎で考えて頂くということで、自治会連合会でも、委員会のあり方も皆さんが主体的に運営すればいいんだという意識でやってみえたということでして、少しずつではありますが私の感覚から言いますと、まちづくり基本条例を作ろうとしていた時から比べると、無意識に浸透しているんだという感覚は持っています。アンケートではまちづくり基本条例を知ってみえる方の割合が低かったのですが、それはPRが不足しているのもっとPRして欲しいというようなご意見を頂ければ、それなりのアプローチをして行かなければならないなと思います。そういった感覚で市として望んでおり、漠然とした回答になってしまいご質問の的確な回答にはなっていないかもしれませんが、一応私どもが評価している中で、推進状況を見守っているということになりますのでご理解頂きたいと思います。

【B委員】

副市長のお話だと第3項が生きてるからいいという意味に受け取れるのですが、やはり第1項がメインです。行政機関が市民参画、協働でまちづくりをこのようにやってきましたということ、これについて推進委員会がどういう評価をされますかという事が、我々の委員会が寄って立つべき任務だと思います。だから第3項がうまくいったからいいのではなく、やはり第1項をまず活かさなければいけないと思います。だから次回からは1つでも2つでも諮問して頂かなければいけないと思います。

【J委員】

以前「まちづくり課の設置」の話題が出ていたと思うのですが、一度ダメになったというお話をお聞きし、その後の経過を少しお聞きしたいのですが、今市からの諮問ということで、例えば「まちづくり課」という部署ができて、その課がまちづくりを中心に進める、そうすると市から諮問が出やすくなるのだと思います。まちづくりの事を色々やって行く中で、こうでしたという評価が出やすいのではないかと思います。今の何もない状態では、なかなか出にくいというのが現実で、その辺の対応組織として「まちづくり課」を作って頂けたらより良いのかなと思いますけれどもどうなっていますか。

【副市長】

実は、「まちづくり課」という名称になるかはわかりませんが、機構改革を市では考えていました。なぜかと言いますと、ご承知のように福祉の消費税導入に伴って、税と社会保障の一元化という、税を付加するけれど福祉を改革するという事で福祉行政が変わることになります。介護保険法と障がい者も、障害者自立総合支援法と名前が変わりました、それから子ども子育て支援法という

法律もありますし、生活困窮者に対する支援も市がやらなくてはいけないことになります。そういった社会構造の変化に伴って、否応なく機構改革をしなければいけないという認識を持っておりまして、ではどのようにするのかというのを行政で検討してきたのですが、瑞穂市は合併して10年で人口が約5千5百人増えております。県下の自治体で言いますと、加茂郡富加町の人口が5千5百人なのですが、それだけ分人口が増えていることになります。他の自治体はどうかと言いますと、人口減少が著しく、あるとき飛騨市の方と話をしましたが、飛騨市では合併した時3万人だったのですが、人口が減り始め今では2万5千人、美濃市では今2万2千人です。人口減少をいかに止めようかという中で、瑞穂市の人口が増え続けています。人口が増えるということは、必然的に事務量も増えているわけで、事務量も増え、なおかつ若年世代も増えますので子供さんも増えているんです。ですから他の自治体は学校の空き教室をどのように活用しようだとか、保育園を統廃合しようだとか、岐阜市でも小学校や中学校を統廃合したりする行政改革が進められています。瑞穂市の場合は減っている地域もあれば増えている地域もあり、相対的に見ると増えているということで、行政ニーズも違うという状況があります。それにも関わらず庁舎も狭い。かと言って一方的に定員管理などの国からの締め付けもあり、職員を増やせない事情もあったのですが、今は少し緩和されました。かと言って急に職員を増やすわけにもいかない状況です。やはり計画的な職員数の検証を辿りながら、いろいろなマッチングしなければいけないということもあります。

もう1つは、福祉行政の中に福祉部があり、福祉事務所があります。福祉部と福祉事務所は一緒になっているのですが、やはり福祉事務所の体制を整えなければいけないということで、福祉事務所をどのような場所にするかという話も色々ありました。その中で先程からお話に出ていますまちづくりの方向をやはり専門的に見定めるセクションが必要ではないかという発想もありましたし、今般の土地の問題などいろいろな事務的なミスもあり、土地購入するにあたって、やはり専門性が必要な部署も必要なのではないか、それは福祉が専門性が必要であるのと同じように、まちづくりでもインフラを整備する場合において土地がないとそれを進められません。そういったセクションも必要ではないかという発想もあり、平成20年2月に一度機構改革をやっておりますが、もう一回見直しする必要があるという事で機構改革に着手し始めていたのですが、議会とのねじれ現象などが根底にあり提案がなかなか受け入れてもらえなかったことから結局足踏みしている状況です。市長が提案することに対し、すんなりと賛成が得られないような状況になってしまっており、純然たる思いで考えていることもなかなか伝わらないということで、住民からそういった声があることをできれば早い段階で議会に提案して行きたいと思っております。結局、議会の承認を経て、予算付けがなされないことにはできないことですし場所と人の問題が主になります。

【E 委員】

副市長のお話を聞いてご苦労されていることは分かりますが、岐阜県で人口が増えているのは瑞穂市、美濃加茂市、北方町、そういうまちだったらもっとどんどん積極的に活気付いてやるべきではないでしょうか。私の町内は年間20件ほど家が建ってる。この間まで田んぼだった所が、今はほとんど家とアパート、個人住宅になっています。それに伴って市も発想を転換され行政も勢い付いて、この街は人口が増えている県下有数のまちという事で、もっと積極

的に発想転換してやってもらった方が良いと思います。

いろいろ事情を言われるのは分かりますが、そうするとこの先人口が増えて良くなるかと言えば、逆にだんだん色々な面でマイナスの部分がどんどん出てくるのではないかと心配します。

待機児童のお話でも、人口が増え、園児の受け入れられることになっていれば、よそのまちから瑞穂市に来てもらった方にも明るい展望が開ける。子供がいるけれど保育園に入れないのでは行政としてちょっと寂しい状態じゃないかと思います。人口が増えているまちで、俺達は県下一くらの意気込みでもっと元気を出してやって頂けたら市民の活力も出るのではないかと思います。

まちづくり基本条例の認知度も低く実際条例はできたが、それでワークショップやアンケートなどいろいろなものをやられて、この条件の中でこんな機会もありますよとは言えるのですが、条例ができたから官民協働のまちづくりが少しでも進んだかという実感もあまりないということになりますので、その辺りがこれからの課題だと思います。やはりもう少し元気よく積極的に行政が取り組んで頂ける方が市民も活力が出ると思います。

【会長】

事務局で①②③の評価書を作って頂いたんですが、どうもこの通りにご意見をお聞きすることが難しいような気がします。ただ出来ましたら次期委員会に皆様にご意見をお伝えしたいので、後日で結構ですので、違う分類でも構いません、ご意見を書いて頂き事務局までご提出いただければ有り難いです。

この場ではフリートークで結構ですが、最後をまとめる都合上、もう少し全体的なことに関するご意見も頂いた方が次期委員会の運営上参考になると思います。今E委員のご意見に対する私の個人的な感想ですが、この委員会がすごく頑張って議会にも市民にも認知されれば、私共が提言することに対して議会も無視出来なくなってくると思います。そうすると行政とねじれがあろうがなかろうが、これに関する案件を市長さんが提案されれば、議会でもご賛成いただけることになる。それくらいこの推進委員会がしっかりすれば少しは応援になると思います。今のところ市長さんが言っていることで、私どもがもし仮に同じ方向を向いているものがあれば、それは決してとんでもない方向に向かっている話ではありませんので、議会がそれを聞かないというのはそれは議会の問題だと思います。私ども推進委員会が結果を出し、市民の皆さんに支持されるようになれば、また違ってくると思います。

できれば評価書に関するご意見を頂きたいのですが、無理であれば多分本日がこのメンバーでの最後の審議会になると思いますので、今後のあり方につきましてご助言頂ければ幸いです。

【H委員】

副市長が保育士が足りないということを言われましたが、保育士が足りないとまちづくりがやっていけないことは事実です。その場合朝日大学に短大を設けて、保育士を養成するくらいのことを言えないといけません。

保育士を養成して、若い人たちが沢山入ってきて子育てが十分できる、それでどんどんまちが発展して広がっていく。保育士養成講座を作ってください。

【会長】

ご意見ありがとうございます。かなり時間も経ちましたが、実は基本条例第21条第3項につきまして、当初B委員から本来諮問があつてしかるべきというご意見があり、確かに私も法律をやっておる専門家として言わせて頂けば、第1項は原則で、第3項は例外ですので、その通りになるのですが、怪我の功名と言いますか、諮問がなかったことで、フリーハンドで審議テーマを選べたこと、これは副市長がおっしゃったことに乗っかって言っている訳ではないですが、今日まで考えていたことで、思い切って第3項が原則で、第1項が例外と考えたらどうかというものです。どういう事かと申しますと、基本私たちはまちづくり基本条例を推進するために自由に必要な事項を審議検討することができるし、場合によっては提言することもできる。ただし、市長から特に検討事項を提示される場合は、それを優先的に審議する位の独立性があるものだと思っていいるのではないかな。本来は逆になるのですがそれはもうB委員のおっしゃる通りです。この委員会がくどいようですが、市から本当に信頼され、市が何もしなくても審議会が機能してその結果をみんなが尊重してくれるような信頼が積み重ねられれば、本当に第3項が原則の審議会になるんだと思います。今後この推進委員会がどのように機能するかはわかりません。だからまず第1項が原則になるんです。諮問ありき、なぜかと言うと審議会が信用されていない。言葉は悪いかもしれませんが、どう機能するかわからないんです。

でも今回フリーハンドでやってきた結果は、非常に評価して頂いたと信じており、妥当な提言ができたということであれば、来期以降も原則フリーハンドで審議させて頂き、市長から特に審議すべき案件の提示があれば、それを優先的に審議するようなスタンスの方がこの審議会の性格からすると機能するのではないかな。特定の事項だけではかなり範囲が広いので、その対象としてそのように考えるのが現状としては妥当な解釈ではないかということのを少し思っております。

【B委員】

アンケートでも「まちづくり」という言葉自身何を指しているかわからない。

まちづくりの定義を読んでもなんのことかわからないですね。第2条の定義には「まちづくりとは市民生活に関わる様々な分野において私たちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みを言います。」とありますが、漠としてなんのことかわからないですね。具体的にこのことあのこと、まさしく今の集団的自衛権のように個別案件を出してこないことには何のことかわからないと思います。だから、むしろこの委員会がまちづくりとはこういう所でこういう事をやることだという事を啓蒙、普及させるように我々が動いたり、提言していくことになると思います。そういう意味で、第3項と第1項を逆転させるということなのでしょうが、副市長がおみえなのでそもそもこの条例をお作りになった時の条例や法律の理念がありますが、その理念を普及させるためこれだけの条文をお作りになって、これが本当に機能しているかどうかをウォッチしなければいけない、監視しなければいけない、これがこの推進委員会の役割だと思うんです。その構図は私は正しいことだと思います。その理念がきちんと活かされた行政がなされ、各執行機関が動いている、成果はこれだけありましたという事をここで審議することが我々の役目だと最初から私は思っています。

【会長】

最初からB委員そうおっしゃっています。何のブレもございません。

【B委員】

だからやはり逆転はしない方がいいと思います。

【会長】

そのご意見も次の委員会に申し送ります。多分これが最後となりますので一言ずつコメント頂ければと思います。

【I委員】

まちづくり基本条例ですが、市役所の職員に聞いても携わった方はご存知ですが、市に足を運んでもこういうものが目につかないんです。これは一体どこに置いてあるのか、自治会毎に自治会長さんがこの条例を表において、会合などの書面に書いてあったりするのですが、市ではそういったお考えはあるのでしょうか、どのような状況かお聞きしたいのですが。

【副市長】

理念は市民憲章などにもリンクしているので、要は瑞穂市をどうするかという憲法みたいなものですから、憲法も法律と条文にあります、その文書を皆さんがつぶさに知っているかと言えばほとんど知らないと思います。

憲法9条の問題は今騒がれていますので、憲法9条の意味は分かりますが、そこに本当は生存権や自由権のことも書いてあります。表現の自由とか生存権のことが問題になりますが、そこまで意識はしていないのではないのでしょうか。職員も同じだと思います。参画、協働、情報共有の3つのトライアングルがありますが、市民と市議会と市役所があって、市の職員である限り、これを絶えず意識し、そのためには情報を出しなさいという事は言っています。

ですからホームページも以前と比べれば手を加えて情報を出すようになっていますし、議会からも情報を出しなさいと言われることもあります。

いずれにせよ情報提供して、市民の方に少しでも参画してもらうようなことになります。そのいい例が「合併10周年記念事業」で、正に市民の手作りで実施ができました。他市の周年事業も拝見してみても瑞穂市が一番手作りでできたと思います。イベントは一過性のもので終わってしまうのですが、そうではなく本当にこれからのまちづくりは道路を作るにしても何にしても、本当は市民が参加しなければいけないんです。でも、まだはっきり言って8割の人はそういったことは知らないというか、税金を払っているのだから、そんなことは市がやることだという感覚で、防災組織を作ってはどうかと自治会で話をしても、税金を払っているのだから、それは市でやるのが当たり前じゃないかという話も昔は出ました。今では、テレビで自主防災のことをバンバンやっていますので、最初は3日間だったんですけど、1週間は自分で生きましょうとになっています。住民意識も大きな震災などの事態があってから変わってただけであって、だからまちづくり基本条例が市役所のどこに掲げてあるとかそういう次元ではなく、それぞれの意識の中で持つようそういった事をやっております。

【I 委員】

そんなに意識的に思ってみえると思えないです。

【副市長】

そのように思われているのであれば、職員研修をもう少しやらなければいけないなと思います。一応この条例を作るときは、とにかく変わるんだよ、これをやらないことは不作為で職員が問われますよと、説明会で私と前企画部長が講師になって説明しました。

平成23年4月1日から条例が施行されるんだから、やっていないことが不作為であり、責任を問われますよという事で説明をしました。それから2年が経ちましたが、新人職員の面接の時、ホームページを見て瑞穂市はまちづくり基本条例を作っておられますねと言われる方もありました。職員への浸透が足りないということは、市民への浸透も足りないということで、まだまだPRが不十分だということです。

【E 委員】

条例では「市の執行機関は市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます」と書いてあります。意識啓発をして人材育成を図る、2年経ってそういう事が進んでいるかという、市の執行機関はこの条例に掲げているんですから啓発をしなければいけないのですよ。I 委員が言われるのはそういう啓発がどこでどのように行われているか見えないという事なのではないでしょうか。

【副市長】

新規採用職員の新人研修は私が講師に出ているのですが、そこでもまちづくり基本条例に関する研修をやっております。職員はみんなが知っているものと思っていますが、ただそれを実践として表面にどのように出しているかという部分で足りない職員もおれば、これに基づき情報公開をやっている職員もいるだろうと思います。

【I 委員】

10年後の瑞穂市の展望について、市職員にそういった目標を書いてもらい、その中で優秀なものを取り入れ参考にすればいいのではないかという案も話しとして出たのですが、市としてそういうお考えはありますか。10年後の瑞穂市をどうしたいかということを職員に聞くことです。

【事務局】

職員が市の将来ビジョンを考えるということでしょうか。

【I 委員】

みんなが考えなければいけないことですので、特に市の職員さんも議員さんも皆さんですけど、基本条例の理念を広めて行こうと思うと、そういう事を自分達で考えそういう場面で参画するということも大切ではないでしょうか。

そういったお考えは今後市としてありますか。

【事務局】

次期総合計画策定の中で、市職員の参画手段の一つとして掲げさせて頂いたのが、若手職員を中心として、市の将来ビジョン策定業務をやって頂くということを現在進めておりまして、基本的には40歳以下の若手職員を対象に総合計画策定に関する研修会を実施する予定をしているのですが、その中でもまちづくり基本条例の理念を次期総合計画における市の将来ビジョンの中にいかに取り入れて行くかという部分も説明しながら、若手のプロジェクトチームメンバーを募って行く取り組みを進めております。

【I 委員】

わかりました。

【C 委員】

大事なことは、市民自身でこういった事に対し一歩前に踏み出すことです。市に頼らなくても自治会などでそういう事をやらないといけない。

私の自治会では、例えば煙感知器の設置が平成23年6月に義務化されたとき、全家庭に煙感知器を自治会が取り付けて、今度耐震対策もやろうとしています。市民が自分達でできることをまず最優先で考える。第3章5条の第3項、第4項がそれです。

【I 委員】

市民が、そういったことを分かっていないんです。わかっていないから説明しなければいけないのではないのでしょうか。

【C 委員】

総会など皆さん集まった時などにそういった話をするんですよ。

【I 委員】

話をしても分かっていない方が70・80%です。

【C 委員】

そういったことをやっていない所が多いということです。

【I 委員】

まちづくり基本条例を見た時、総務部長さんはもっと地域に出かけ、その中でいろいろなご意見を頂いたりする機会を設けることが一番ベターだと言われておりますし、副市長さんのお話しでも市民参画、協働という言葉の普及推進が目的だということと、それから地域づくりを担う自治会等と一体となった市民団体になって行こうと言われていますが、昔の広報で「ねえねえ市長さん教えて」というコーナーがあって数回掲載されたことがあったのですが、皆さんわかりやすかったとおっしゃっています。市民が分からない部分を、わかり易く広報などで紹介されれば浸透するのではないかと思います。いろいろな方法を併用しながらより多く皆さんに知って頂くことが大事だと思うのですがいかがでしょう。

【会長】

ありがとうございます。それは是非来期委員会に申し送ります。

また、評価書にも是非書いておいて頂きたと思います。

ちなみに今のお話でまた最初の話に戻ってしまいますが、私と J 委員と C 委員で、並行してこの条例をいろんなところでご説明した方がいいという話をして下さったのですが、その中で他の方からも確かにご意見があつて、条例制定されたから何かが変わるのかといつも言われていました。

何か目に見える形でこれが変わったというアピールができるものがないと、市民の方は聞いてくれないのではないかということはありませんでしたので、この条例があつたお陰で審議会がみなさんにとってより身近で、少しでも参画し易く変わりましたという説明ができる具体的な事例が 1 つできたことになります。

ですので、一応これまでの経緯としてお話されることにはそれぞれ認識がありますので、どうやったらより多く皆さんにそれを知ってもらえ分かって頂けるかという問題になります。

そういうことで一応の経緯があり、それももちろん次期委員会にちゃんとお伝えしますが 1 つの成果が出たということは、まちづくりというものを説明する上で PR はし易くなったと思います。

ただ I 委員がおっしゃられるように、もっともっとアピールなければいけないことは委員全員がそういうお気持ちだと思います。

【C 委員】

市民がいろいろなところで参加する機会をたくさん増やすことですね。

そういった所から始まってやればできるんだという事、市民が条例第 3 章第 5 条を自覚できるようにすることでだんだん変わってくるという部分に焦点を絞って行くようなことができると良いと思います。

【会長】

部会を作つて皆さんを引っ張り回してしまつたのですが、次期委員会では正式な審議会だけで終わつた方がいいと思われるか、やはり自分たちで調査、研究したり、いろんな方に来て頂きお話を伺つて事情を分かつたうえで意見言つた方がいいということで、多分ここでは私がいるので話しづらいと思いますので、是非コメントを書いて頂きまして次期委員会にお送りしたいと思います。

【I 委員】

会長がみえてよかったと私は思っているのですが、別に悪い意見であつてもいい意見であつても皆さん意見をお聞きになつた方がいいと思います。

会長の的確なリーダーシップの下で、夜 7 時から勉強会は、全員出席でなくても 10 人～11 人の出席があつて、参加した委員も本当によく調べてみえて、活発で熱意ある勉強会ができ、その中でいろいろなこと、私も知らないことも多かったことを教えて頂き、学ばせて頂いたことは大変有意義であつたと思います。皆さんがすべての事を知っている方ばかりが委員になられているわけでもないと思いますし、勉強会をして審議に臨むことができてよかったという声があつたので、私としては勉強会は是非実施して頂く方がより深く理解できるのではないかと思います。

【会長】

審議会の関係で以前事務局で調べて頂き、審議会に市民がどう参画するかという専門家の論文を持ってき下さったことがありました。私も審議会には有識者ありきの専門家集団と思っていました、本当にいろいろな事を分かっている方々が集まり、自分の見識を述べアドバイスするという発想だったんです。

ところがまちづくり基本条例は審議会にも市民が参画する道を作ってしまった。有識者や専門家じゃない方も入る審議会がモデル化されていることになっています。そう考えると、やはり知識に差がありますので、お互いに足りない部分を補い合い勉強せざるを得ない。この条例によれば、審議会が瑞穂市ではそういうものになっています。ですので、有識者だけの審議会ではないので、ここで皆さんがいろいろな勉強をして頂くことは、まちづくりを担う人材育成の場にもなっているのではないかと。

あくまでこれは個人的な感想ですが、そういう場にせざるを得ないとも思います。特にこれからは公募委員が多くなる傾向にありますので、そうすると当然知識に差が出ます、皆さんと一緒に勉強し、まちづくりの専門家になって頂く、またその人達が育って行きその経験をベースに新たなまちづくり活動を展開して頂くための勉強の場でもあるべきだと思っています。

【B委員】

当市の審議会等設置運営の基本方針では審議会の役割として4つあげております。「調定」、「審査」、「審議」、「調査」ですから、勉強会でいろいろなことを調査したり、知識を広めたりすることも審議会の役割であり、今会長がおっしゃった外部の専門的知識や経験を活用することのみならず、利害関係者の意見調整を行うことや、市民参加により広く民意を反映することも基本方針で明確に謳ってあります。私はこの通りに出来たというイメージを持っているのですが。

【H委員】

自治会は、いろいろな人たちの意見を汲み上げる一つの大きな場でもあります。ただ現実として、自治会でそれが出来ていないので、各地区の自治会は今度市の指導で校区単位の連合組織を作って、その中に老人クラブや消防団、PTAなどいろいろな人たちも役員になって、その意見を市が汲み上げて行くということで、これは非常にいいと思うのですが、今の状態で精一杯の中、私は中校区の代表ですけど、すべてをまとめてやるということは、事務的にも非常に大変なんです。更にそこでいろいろと予算も削ってくるので大変です。いろいろな人の意見を汲み取れるので、本当はそういうやり方がいいとは思いますが、現実的には大変な面もあって事務的もしんどいです。そのあたりを市でも考えて頂きたいと思います。

【会長】

次期委員会への申し送りというよりも今の行政に対する直接的なご意見だと思います。そういう事でお話ししていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。本当でしたら、評価書をせっかく作って頂いたのですが、これに関するご意見を頂ければ後で事務局でまとめて頂き、申し送りができるのですが。皆さんの熱い気持ちが強いので、後日で結構ですのでご提出いただきご意見を頂けますでしょうか。

次期も委員として継続される方はもちろんですが、新たな委員さんも入られると思いますので、皆さんのアドバイスを必ずお伝え頂き、活かして行くことが一番良いと思います。

【その他】総合計画策定審議会委員の選出について

（総合計画策定審議会委員の選出依頼について説明し、選出する委員は会長に一任することです承された。）

【会長】

実は本日を任期最後の会議にするかどうか皆さんにお話ししてなかったのですが、本日が最後という事でよろしいでしょうか。（意義なし）

最後に何かコメントはございますか。今日一言もお話していない方が何人かいらっしゃるんですけれど一言どうぞ。

【A委員】

これは私からの感謝の気持ちですが、いろいろな各種団体や、異業種、異なった能力の方々の意見を聞いて私が口を出すこともなくそれだけの能力がなくして申し訳ないと思っていますが、本当に私自身いい経験だったと思っています。先ほどE委員がおっしゃったように、やっぱり地元で街づくりということが分からないなら遠慮せずどしどし市の方へ出前講座で企画財政課の方が来て、懇切丁寧にやられればこれは自然と分かると思うんです。そういうことを繰り返し実施してください。

それからもう1つこれは余計かもしれませんが、これから高齢者社会になると65歳以上の方で結構暇な人も見える。そういう人を上手に活用するようにしてはどうか、これは老人福祉なのかも知れませんが、そういう事でまたこういった活動の場に暇な人にPRして頂きたい。以上です。

【F委員】

私もいろいろ審議会に出させて頂いて、本当にまちづくり基本条例というものの重みですね、これを本当によく勉強させて頂いたと思いますし、一般の方でも今まであまりまちづくりという事、この会議がある事をご存知なかったのですが、これがみなさんに知れ渡ったのが「合併10周年記念事業」で大きくアピールされたと思います。そういう事をやっているんだという認識も随分広がったと思います。それについて本当に実行委員として参加させて頂けたことは誇りになります。行政は行政側でいろんなとり方もあります。やっぱり歳がいったから勉強しないとかそういうことでなく、年齢がいけばそれだけ人生の重みも深まってくるので、こういった良い機会に皆さんに知って頂きもっとよりよいまちづくりに反映出来たら本当にいいなと思いますし、私自身も感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

【D委員】

私は幼稚園の保護者代表として参加させて頂き、なかなかこういう場に携わることもなく知識も全くないので意見も言えず部会にも参加させてもらう事が出来なくて大変申し訳ないと思ったのですが、先ほどの副市長さんからお話があったように瑞穂市も5千5百人も合併してから人口が増えているということで、私の近所でもどんどん新しい方がみえて人が増えているのですけれ

	ど、幼稚園児と小学生の親として、やはり住みやすい街というのが一番なのですが、今、心が痛くなるようなニュースも流れていますので、その点では瑞穂市は見守り隊の方などがいてくださり、すごく有り難いと思っており、私達親もすごく安心して学校に行かせられるのですが、私達親としては、やはり安全であり安心できるまちづくりということが一番だと思います。 2年間参加させて頂き本当に勉強になったと思います。どうもありがとうございました。 【G委員】 大変ご苦労さまでした。この基本条例の中で、先程言われましたように合併10周年記念事業などそういった機会にみなさんに協力して頂くことができありがとうございます。市長からの諮問があればもう少し検討ができたかと思うのですが、そういう事がなくて良かったのかもわかりませんが、皆さんの協力で素晴らしい審議会運営が出来ました。本当にありがとうございました。 【会長】 予定時間を大分過ぎてしまいましたけど、以上を持ちまして終了させていただきます。皆様2年間本当にお疲れ様でした、また、ありがとうございました。 閉会 (今回の会議を最終とすることを確認し、閉会した。)
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp